

個人情報保護委員会（第144回）議事概要

- 1 日時：令和2年6月15日（月）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員
大滝委員、宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、佐脇審議官、青山総務課長、
山崎参事官、三原参事官、片岡参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について
事務局から、資料1に基づき説明を行った。

大滝委員から、「資料1にも記載があるが、今年度の委員会の活動方針においても示したとおり、また、附帯決議にも盛り込まれていることであるが、改正法の円滑な施行に向けて、多様なステークホルダーの御意見を丁寧に伺いつつ、事業者等関係者が準備するため十分な期間を確保できるよう、迅速に、ロードマップに沿った形で政令・委員会規則・ガイドライン等の検討を行いたい」旨の発言があった。

藤原委員から、「改正法について、消費者・事業者等も大きな関心を寄せている。個人情報保護法の改正は、政令・規則・ガイドライン等示して完成するものである。その観点から一言申し上げると、本日事務局から報告のあった附帯決議等国会審議の経過を踏まえ、政令等を整備するに当たっては、項目ごとに、審議の内容を再度しっかりと整理し、委員会として大きな方向性を定めた上で、具体的な検討を行うことが必要。委員会としても、周到な準備をして対応することとしたい」旨の発言があった。

宮井委員から、「個人情報保護法は、幅広い事業者や消費者に影響を与える法律であるため、改正法及び関係する政令等の周知広報については、事業者や消費者それぞれにとって分かりやすい内容であることが必須であると考えます。また、広く事業者や消費者に知っていただくことが重要であり、周知活動をしっかり行っていく必要がある。特に新型コロナウイルスの影響もあり、社会が大きく変化しており、例えば、オンライン決済の普及などデジタル化が急速に進んでいる。こうした状況もあり、委員会の役割は、ますます重要になる。そういった観点からも、しっかりと周知広報を行っていきたい。」旨の発言があった。

丹野委員長から、「今回の改正法について、本年3月に法案として国会に

提出され、国会における審議を経て、法案が成立することとなった。

今般、「個人情報保護法の3年ごと見直し」に基づく初めての改正法の成立に至ったことについて、これまで個人情報保護法相談ダイヤルやタウンミーティングに寄せられた声も含め、昨年1月以降の検討に関与いただいた、非常に多くの関係者の皆様には、改めて感謝申し上げたい。

今回は、改正法に関する国会審議の経過について事務局から報告を受けた上で、改正法の施行に向けた政令等の整備及び周知広報の大きな道筋について、意見を頂き議論を行ったところ。本日の御意見を踏まえて、まずは、国会審議の内容も踏まえつつ、関係する政令・委員会規則・ガイドライン等について基本的な考え方を検討した上で、消費者や事業者等の幅広いステークホルダーの御意見を伺いながら、具体的な検討を、スピード感を持って進めてまいりたい」旨の発言があった。

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）」について原案のとおり決定された。

(2) 議題2：マーストリヒト大学 DPO コースへの事務局職員の参加について
事務局から、資料2に基づき報告を行った。

大島委員から「DPO 認証の取得とともに、事務局の前向きな姿勢を嬉しく思う。外国の法律に基づく制度とはいえ、個人情報保護に関する知識全般について学ぶということは大変重要であり、その意味で委員会の職員が、今般、本コースに参加しかつ合格したことは大変意義深いことである。これからも引き続き、こうした機会を活用して学び続ける姿勢が大変重要であると思う」旨の発言があった。

(3) 議題3：法務省に対する報告徴収の実施について

事務局から、資料3に基づき説明を行った。

中村委員から、「戸籍法等の改正により、戸籍関係情報が新たに情報連携の対象となり、マイナンバー法上、法務省は当該システムの開発における漏えい防止などの保護措置を講じなければならず、委員会がこれを監督する立場にある。委員会としては、戸籍のような重要な情報を取り扱う情報連携については、当初のシステム開発の段階から、適切な保護措置が取られているか確認していくことが重要である。また、法務省は将来的に特定個人情報ファイルを保有することになるため、特定個人情報保護評価を実施する必要があり、保護評価とも連携しながら対応していくことが必要である。」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、法務省に対して報告を求めることとなった。

- (4) 議題4：情報提供ネットワークシステムの監視状況について
事務局から、資料4に基づき報告を行った。
- (5) 議題5：検査結果事例集の更新について
事務局から、資料5に基づき報告を行った。
- (6) 議題6：監視監督について①
※内容については非公表。
- (7) 議題7：監視・監督について②
※内容については非公表。
- (8) 議題8：監視監督について③
※内容については非公表。

以上